

日行連発第 1430 号
平成 28 年 3 月 30 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
第一業務部
部長 益本 納

適正な価格による工事発注について（お願い）

今般、国土交通省より、各建設事業者が「適正な価格による工事発注」に取り組むことを求める周知協力依頼がまいりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

近年の建設産業を巡っては、建設投資の減少に伴う著しい低価格による受注が増加したことで、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少してきております。技能労働者の処遇を改善し、中長期的に建設産業の担い手を育成・確保することは、建設工事の円滑な施行と工事の品質を確保するため、建設業界全体で取り組むべき課題となっています。

つきましては、日頃より建設業許可申請業務等を通じて、建設事業者と密接な関わりを有する行政書士においても本件周知を行い、建設産業の健全な発展に寄与する必要があると考えるため、下記資料について会員に周知徹底くださいますようお願い申し上げます。

記

【資料】

- ・ 適正な価格による工事発注について
(平成 28 年 1 月 20 日付け、国土入企第 14 号)

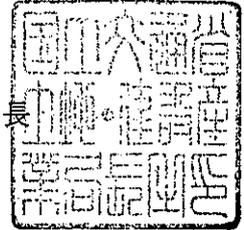
以 上

国土入企第14号

平成28年1月20日

日本行政書士会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



適正な価格による工事発注について

近年の技能労働者に係る就労環境の変化は大きく、これまでの建設投資の大幅な減少に伴って著しい低価格による受注が増加し、そのしわ寄せが労働者の賃金低下をもたらして、若年入職者が大きく減少してきました。

技能労働者の育成には一定の期間を要するものであり、このままでは、施工に必要な技能労働者の不足が一層激しくなり、近い将来、建設工事の円滑な施工に支障を生じるとともに、工事の品質にも影響が及ぶおそれがあったことから、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保が基本理念として追加されています。

また、技能労働者の処遇改善に向けて、社会保険等への加入徹底を図るため、平成25年度から、公共工事の積算に用いる労務費の単価である公共工事設計労務単価において、必要な法定福利費相当額を反映しているところです。

本日、平成28年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）を決定・公表しました。これにより、本年度当初の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で4.9%、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では7.8%の上昇となり、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で34.7%、被災三県の平均では50.3%の上昇となり、これらの労務費の上昇は、低価格受注のしわ寄せで著しく下落した技能労働者の賃金が回復しつつあることなどを示しています。

ついては、公共工事又は民間発注工事を問わず建設産業を巡る共通の課題である工事の品質確保及び将来にわたる担い手の育成・確保に向けて、適正な水準の賃金が発注価額に適切に織り込まれることが必要であり、下記のとおり、傘下の会員企業各位に適正な価格による工事発注に取り組んでいただきたく、周知徹底方よろしく願いいたします。

記

1. 技能労働者の処遇改善に向けた取組を踏まえた適正価格による工事発注

公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いる労務費の単価であり、約16万人の技能労働者の賃金実態調査に基づいて、原則毎年度、各都道府県・51種ごとに決定しているものです。

そのため、公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には公共発注者が積算する予定価格の上昇につながりますが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要があります。そのため、国においては、これまでの三度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成25年4月、平成26年2月及び平成27年2月）の際には、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保等を直接要請するとともに、建設業団体においては、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払いなどについて決議されております。

このような技能労働者の処遇改善に向けた取組に十分なお理解をいただき、建設工事を発注する際は、必要な経費を適切に見込んだ適正な価格で請負契約を締結するようお願いいたします。また、受注者から、物価、賃金等の変動を理由とする請負代金額の変更申請があったときは、柔軟に対応していただくようお願いいたします。

なお、建設業法第19条の3に規定されているとおり、建設工事の発注者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはならないことに、改めてご留意ください。

2. 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底

社会保険等への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務です。新労務単価においても、上記のとおり、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されているところです。

これらを踏まえ、建設工事を発注するときは、法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額で請負契約を締結するようお願いいたします。

なお、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、工事の発注者は、保険加入義務を定めた法令への違反を助長するおそれがあると同時に、建設業法第19条の3違反の当事者となるおそれがありますので、十分ご留意ください。

3. 消費税の適切な支払い

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところです。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行っていただくようお願いいたします。